

花の宿 よもやま館

宿泊約款

Accommodation agreement

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 花の宿よもやま館（以下当館と表記する）が当館に宿泊を希望されるお客様、または宿泊されているお客様（以下宿泊者と表記）との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習を遵守するものとする。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとする。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただく。

- (1) 宿泊者代表名、及び連絡先。
 - (2) 宿泊日及び入込み方法、及び到着予定時刻。
 - (3) 宿泊人数（宿泊料金を支払う必要のない2歳未満の乳幼児の人員であっても、必ず申し出ていただくかねばならない）
 - (4) 宿泊者がお申し込みの折、当館は部屋の条件や宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)等、必ず説明するものとする。
 - (5) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとする。

(宿泊契約の成立と精算)

第3条 宿泊契約は、当館が第2条の申し込みを承諾したときに成立するものとする。但し、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではない。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立し、宿泊者の宿泊料金とその他の費用については、原則としてチェックアウト時その全額を精算する。但し、宿泊者本人が前払いを希望する場合はこの限りではなく、また当館の判断で事前に申込金が必要と判断した場合は、宿泊者に対して相応の金額を請求できるものとする。

また、精算は原則売掛けを不可とするが、当館と宿泊者の間で合意した場合はこの限りでない。但し、その場合は必ず支払い期限を事前に約束するものとする。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 第2条2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがある。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が第3条2項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱う。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、当館の判断により宿泊契約の締結に応じない場合がある。

- (1) 第2条1項につて、当館が宿泊者よりの申し込み方が適当でない判断した場合。
- (2) 満室（満員）により客室の余裕がない場合。

- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると判断した場合。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められる場合。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められ判断した場合。
- (7) 宿泊しようとする者が、当館若しくは当館従業員に対して暴力的要求行為が行われ、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊していただくことができない場合。
- (9) 旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当する場合。

（宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊客は当館に申し出て、宿泊契約を解除することができる。

- 2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除く）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限る。
- 3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時（予め、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する場合がある。

（当館の契約解除権）

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除する場合がある。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められる場合。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められる場合。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められる場合。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた場合。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができない場合。
- (7) 旅行業法施行条例第5条の規定する場合に該当する場合。
- (8) 館内での喫煙（喫煙所を除く）、防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わない場合。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が提供を受けていないサービス等の宿泊料金は収受しない。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は宿泊日当日、次の事項に登録協力（宿帳記入）していただく。

- (1) 宿泊客の氏名、住所、電話番号及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日（パスポートの写し）
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他、当館が必要と認める事項
2. 登録した事項は、宿泊者の同意のもと顧客名簿として当館で保存する。
 3. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前1項の登録時にそれらを提示していただく。

(当館の利用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、宿泊当日午後3時から翌日午前10時までとする。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き終日使用することができる。

2. 当館は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがある。この場合には次に掲げる追加料金を申し受ける。
宿泊翌日の午前10時以降の使用：1時間に付き1人1,000円（税別）
但し、原則として12時までの使用を限度とする。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては本宿泊約款を遵守していただく。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとする。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
 - イ.門限／定めなし
 - ロ.フロントサービス／午前7時～午後11時
 - ハ.キャッシャーサービス／午後10時まで
- (2) 食事提供開始時間
 - イ.朝食／午前7時～午前8時30分
 - ロ.夕食／午後6時～午後7時
 - ハ.その他の飲食等／要相談
- (3) 附帯サービス施設時間 ※各箇所は平面図参照
 - イ. 大浴場／24時間制（交代制なし）
 - ・岩盤浴（女性浴場内）／24時間制
 - ロ. 売店／午前7時30分～午後9時30分
 - ハ. コーヒーコーナー（ロビー）／午前7時～午前10時
 - ニ. カラオケボックス／午後8時～午後11時
 - ホ. ウォーターサーバー（大浴場入口）／24時間制
 - ハ. 貸出コミック（ロビー）／24時間制
 - 二. 喫煙所（3か所）／24時間制

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがある。その場合には、適当な方法をもって告知する。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによる。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただく。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受ける。

(当館の責任)

第 13 条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償する。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではない。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入している。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとする。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当する。但し、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払わない。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、その損害賠償を当館が加入している損害賠償保険にて対応する。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 10 万円を限度としてその損害を賠償する。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害賠償を当館が加入している損害賠償保険にて対応する。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、10 万円を限度として当館はその損害を賠償する。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しする。ただし、原則として宿泊客が事前に当館に連絡した場合に限り、危険物等は当日の持ち込みを含めこの限りでは無い。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 30 日間保管し、その後最寄りの警察署に届ける。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1

項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとする。

(駐車の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではない。但し、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によつて損害を与えたときは、その損害賠償を当館が加入している旅館賠償責任保険にて対応する。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被つたときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただく。

第19条 宿泊者にはお互い快適に過ごしていただくために、下記の条項を遵守願う。

- ・飲酒酩酊して、他の宿泊者に迷惑をかける。
- ・大浴場入浴の際は、他の宿泊者に迷惑をかける最低限のルールを守る。
- ・過度の大声、振動、騒音はお控えいただく。
- ・食中毒防止のため、外部からの飲食物の持ち込みを禁止とする。

第20条 別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料、朝夕食料、館内使用料) ② サービス料含む。
	追加料金	③ 追加飲食(①に含まれるものを除く) ④ サービス料含む。
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税(大人150円、小人0円)

備考1. 基本宿泊料は別紙第1に掲示する料金表によります。

2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%をいただきます。

寝具及び食事を提供しない幼児(2歳から未就学児)については、館内使用料としてひとりに付き2,000円(税別)をいただきます。

但し、2歳未満児についての料金は発生しません。

また、子供用食事(朝・夕食)のみは5,500円(税別)、布団使用のみは4,000円(税別)です。

3. 全館禁煙とさせていただきます。尚、喫煙所を各棟1か所ずつ(全3か所)設置しておりますのでご利用ください。(案内帳内の平面図参照)

4. 大浴場(浴場内、及び脱衣場)におきましては、あらゆる撮影機器、及び通信機器の使用、及び持ち込みを禁止しております。

5. クマ対策の取り組みとして、当分の間、外側自動ドアを手動とさせていただきます。

別紙第1 宿泊基本料金

ご宿泊料金								
大人1名様料金（1泊2食付、消費税）他、入湯税@150円								
■客室名 【すいれん・あやめ・あじさい・こぶし】								
仕様	定員	1室利用	2名様	3名様	4名様			
10畳和室 バス・トイレ	4名	平・休日	¥17,600	¥16,500	¥15,400	-	-	-
		休前日	¥22,000	¥19,800	¥18,700	-	-	-
		特定日	ご相談ください。※注1					
■客室名 【おもだか】								
仕様	定員	1室利用	2名様	3名様	4名様	5名様	6名様	
15畳和室 バス・トイレ	6名	平・休日	¥20,900	¥18,700	¥17,600	¥16,500	¥15,400	-
		休前日	¥24,200	¥22,000	¥20,900	¥19,800	¥18,700	-
		特定日	ご相談ください。※注1					
■客室名 【しゃくなげ】								
仕様	定員	1室利用	2名様	3名様	4名様	5名様	6名様	
10+6畳和室 檜風呂+露天風呂 バス・トイレ	6名	平・休日	¥27,500	¥25,300	¥24,200	¥23,100	¥22,000	-
		休前日	¥30,800	¥28,600	¥27,500	¥26,400	¥25,300	-
		特定日	ご相談ください。※注1					
■客室名 【くちなし・さざんか】								
仕様	定員	1室利用	2名様	3名様	4名様	5名様	6名様	
10+6畳和室 バス・トイレ	6名	平・休日	¥22,000	¥19,800	¥18,700	¥17,600	¥16,500	-
		休前日	¥25,300	¥23,100	¥22,000	¥20,900	¥19,800	-
		特定日	ご相談ください。※注1					
■客室名 【はぎ 八重（アートルーム）】								
仕様	定員	1室利用	2名様	3名様	4名様	5名様		
12.5畳和室(禁煙) 半露天風呂 バス・トイレ	5名	平・休日	¥25,300	¥23,100	¥22,000	¥20,900	-	-
		休前日	¥28,600	¥26,400	¥25,300	¥24,200	-	-
		特定日	ご相談ください。※注1					
■客室名 【さつき】								
仕様	定員	1室利用	2名様	3名様	4名様	5名様		
12.5畳和室 半露天風呂 バス・トイレ	5名	平・休日	¥25,300	¥23,100	¥22,000	¥20,900	-	-
		休前日	¥28,600	¥26,400	¥25,300	¥24,200	-	-
		特定日	ご相談ください。※注1					
■客室名 【ふじ（バリアフリー対応）】								
仕様	定員	1室利用	2名様	3名様	4名様	5名様		
10畳+ベッド2 バス・トイレ	5名	平・休日	¥24,200	¥22,000	¥20,900	¥19,800	-	-
		休前日	¥27,500	¥25,300	¥24,200	¥23,100	-	-
		特定日	ご相談ください。※注1					
■客室名 【すみれ・りんどう】								
仕様	定員	1室利用	2名様	3名様	4名様	5名様		
12.5畳和室 バス・トイレ	5名	平・休日	¥22,000	¥19,800	¥18,700	¥17,600	-	-
		休前日	¥25,300	¥23,100	¥22,000	¥20,900	-	-
		特定日	ご相談ください。※注1					
□お客様の料金について（中学生以上は、大人料金）								
① 小学生 70%（大人料金の）夕、朝食共に大人に準ずる料理・布団・アメニティ								
② 小学生 50%（大人料金の）夕食はお子様ランチ、朝食は大人に準ずる料理・布団・アメニティ								
③ 2歳～未就学児 2,200円 館内使用料								
④ 2歳未満 無料 ※その他、食事のみ・布団のみ等の場合はご相談下さい。								
※注1 年末年始、ゴールデンウィーク、長岡まつり（8/2・3）、お盆、片貝まつり（9月第2金・土曜日）の期間のご予約はご相談下さい。								

別表第2 違約金(第6条第2項関係) 【キャンセルポリシー】

契約解除の 通知を 受けた 日 契約 申込人数	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前
14名まで	100 %	100 %	50 %	30 %	30 %					
15～30名まで	100 %	100 %	50 %	30 %	30 %	30 %				
31名～90名まで	100 %	100 %	50 %	50 %	50 %	30 %	20 %	20 %	10 %	10 %

(注)1. 上表中の%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。
4. 尚、長岡大花火大会(毎年8月2日、3日)、片貝花火大会(毎年9月第2金曜日、土曜日)の宿泊料に対する違約金は上記表と異なります。
各申込書に記載されますのでご参照ください。

作成日 令和8年3月21日
作成者 田中敏也